

森林における「管理」と 民法上の「管理」概念の整理について（試案）

令和4年1月

① 概念整理の必要性について

- 森林経営管理法では、立木の伐採を民法上の処分行為であるとし、所有者全員の同意が必要とされている。一方で、林業実務においては、例えば、木材の搬出を伴わない間伐（森林を健全な状態に保つための植栽木を間引く行為）などは、慣習的に民法上の管理行為として取り扱われている状況。
- 民法上の「管理」と「変更（処分）」の概念については、「立木」と「立木の集団としての森林」とで異なる視点で解釈することができないか。これらについて考察し、整理を行うことが特例措置の活用を進めるに当たっては有効と思料される。

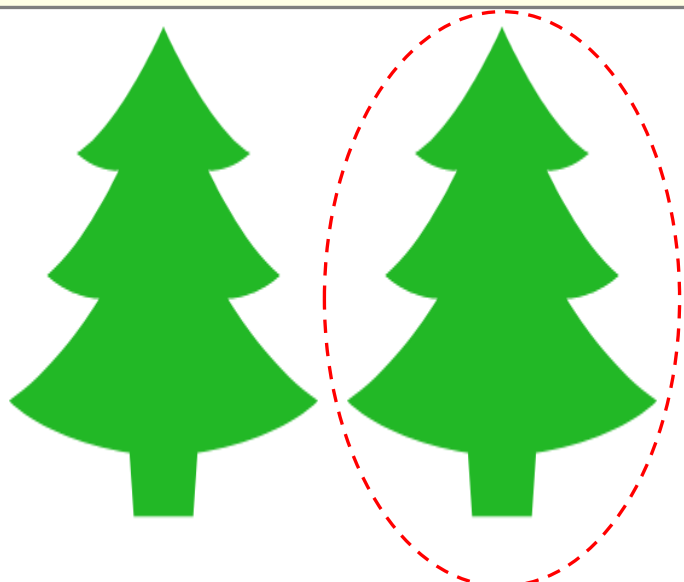
○ 民法上の概念整理

概念	条文	意義	具体例	要件
保存行為	第252条但書	共有物の現状を維持する行為	<ul style="list-style-type: none">・目的物の修繕・腐敗しやすい物の売却・共有物の侵害に対する妨害排除請求・不法占拠者に対する返還請求・不法な登記の抹消請求 等	各共有者が単独でなしうる
管理行為	第252条本文	目的物の利用改良行為	<ul style="list-style-type: none">・共有物全体についての使用貸借契約、賃貸貸借契約の締結と取消、解除 等 <small>※令和3年4月民法改正で、共有物に変更を加える場合であっても、形状又は効用の著しい変更を伴わないもの（軽微変更）については、持分の価格の過半数で決定することができることに</small>	持分の価格の過半数で決める
変更行為（処分）	第251条	共有物の性質若しくは形状又はその両者を変更すること	<ul style="list-style-type: none">・土地の形状の変更（田を畑にする）・物全部の処分（売買契約の締結）と取消し、解除 等	共有者全員の同意が必要

（品川委員提供資料より抜粋）

② 概念整理が必要な背景状況

- 森林の管理・変更（処分）に関する裁判例について、1本の立木の伐採が処分行為であることを示した裁判例は存在（大審院大正8年9月27日）。一方で、立木の集団としての森林の管理そのものに明示的に視点を置いた裁判例は見当たらない状況。
- 民法上の「保存・管理・変更（処分）」の解釈を、対象物が①立木であり、立木を伐採して販売等の処分行為をすることに着目した場合と、②立木の集団（森林・山林・林地）について、森林管理する視点に着目した場合とで、解釈を変えることが妥当かどうかの検討が必要。

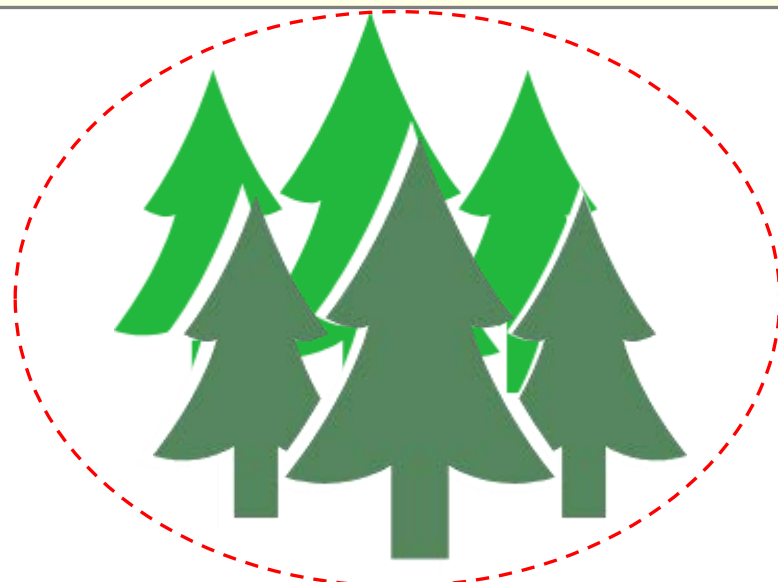


1本の立木を処分する際の視点

（大審院大正8年9月27日）

“しかれども立木の共有者の一人が他の共有者の同意を得ずして立木を伐採するは、これ即ち他の共有者の所有権を侵害するに外ならざるを以て、他の共有者は自己の権利に基づき伐採者に対して伐採禁止の請求をなすことを得るものとす。”

視点
移動



立木の集団について森林管理する視点

（裁判例は見当たらない）

立木の集団としての森林の管理という視点で「保存・管理・変更（処分）」の異なる解釈を行うことは妥当か？

③視点移動による解釈の変更の可能性（立木の瑕疵の例）

- 法律解釈は、法の目的・趣旨を個別具体的事情に当てはめて実現させるために行うものであり、同一の条文の文言の解釈において、対象物の性質や前提条件の違いにより異なる判断をすることは可能。
- 一例として、民法717条2項の「立木の瑕疵」の解釈については、その立木が存在している環境や状況により瑕疵の有無の判断基準を異ならせている事例が存在する。

(1) 所有者に瑕疵がないとされた事例

隣接する田の耕作者など限られたわずかの人が近付かない山林中の腐朽した立木が風で倒れて下草刈り中の田の耕作者にあたっためその者が死亡した事故につき、当該立木の腐朽が民法717条2項の瑕疵にあたらないとされた事例

(大阪高裁昭和53年4月27日)

およそ物の瑕疵とは、物のあるべき性能を備えないことをいうのであるが、一般論として立木が枯木になればそれが民法717条にいう瑕疵に当るか否かなどと論ずるのは意味がなく、その立木が生立している状況の社会的な意義に照らして判断されるべき事柄である。

(2) 占有者等に責任があるとされた事例

奥入瀬溪流の遊歩道において観光客がブナの枯れ枝の落下により負傷した事故について、国と県の損害賠償責任が認められた事例

(東京高裁平成19年1月17日)

本件ブナの木は観光客の頭上を枝葉が広く覆った形で生育していたのであって落枝があった場合に観光客に人的被害を及ぼす危険性は高く、被害の程度も重大であるとみられたから、本件事故現場付近の営造物管理者たる控訴人県、本件ブナの木の占有者である控訴人国にはその管理において周到な安全点検が求められていたというべきである。

(3) 占有者等に責任がないとされた事例

尾瀬地域の木道において観光客がブナの枯れ枝の落下により死亡した事故について、国と県の損害賠償責任が認められなかった事例

(福島地裁平成21年3月23日)

本件ブナの支持について、このような悪天候下における事故の発生さえも防止できる程度の安全性を備えることが社会的に期待されていたとまでは認められないというべきである。そうすると、(略)本件ブナが外観上枯れ木であったことは明らかであったことを考慮しても、本件ブナの支持について、通常有すべき安全性を欠いた状態にあった、ということはい

④立木の集団としての森林管理の解釈可能性

- 現行民法上、処分の権限を有しない者（管理能力又は権限はある者）が「樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の賃貸借」を10年までできることとされており、これは管理能力又は権限がありさえすれば、通常の森林の管理が可能であることと同義と言える（改正民法では、10年を超えない「樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の賃借権等」の設定については、共有物の管理行為として位置づけ）。
- これらを踏まえると、民法が、いわゆる立木の集団たる森林について、一般的な森林管理として期待される作業種（植栽や伐採）を「管理」概念に含めている証跡と考えられる。
- このため、民法は立木の集団としての森林の管理の視点からの処理を排除していないと考えられる。

民法602条(短期賃貸借)

処分の権限を有しない者が賃貸借をする場合には、次の各号に掲げる賃貸借は、それぞれ当該各号に定める期間を超えることができない。契約でこれより長い期間を定めたときであっても、その期間は、当該各号に定める期間とする。

- 一 樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の賃貸借 十年
- 二 前号に掲げる賃貸借以外の土地の賃貸借 五年
- 三 建物の賃貸借 三年
- 四 動産の賃貸借 六箇月



我妻(1957)

民法は、一定の期間を定めて、それ以内の賃貸借を管理行為とし、それを越える賃貸借を処分行為として、他の規定の適用に関して基準を定めようとしたのである。したがって、処分の能力又は権限のない者というのは、管理する能力又は権限があるが、処分する能力又は権限のない者という意味である。



令和3年4月改正民法252条(共有物の管理)

4 共有者は、前三項の規定により、共有物に、次の各号に掲げる賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利（以下この項において「賃借権等」という。）であって、当該各号に定める期間を超えないものを設定することができる。

- 一 樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の賃借権等 十年
- 二 前号に掲げる賃借権等以外の土地の賃借権等 五年
- 三 建物の賃借権等 三年
- 四 動産の賃借権等 六箇月

⑤ 管理行為として認められる作業種の範囲（案）

■ 以上の整理を踏まえ、森林における管理行為として、認められる作業種については、以下の論点で整理をしてみてもどうか。

1. 管理行為として短期の「植栽」と「伐採」の賃借権設定が含まれることを考えると、主伐を含め、通常の森林管理として想定される作業種は、すべて管理行為として実施が可能と解することができるのではないか。
2. この場合、以下の点について留意すべきではないか。
 - ① 「立木の集団としての森林」の「管理行為」の判断基準は個々の事案毎に、どのような目的※でどのような行為を行うのか、整理を行った上で運用することが必要。
 - ② 伐採した木材の販売を伴う場合は、木材の販売そのものは処分行為として民法上解釈されるため、全員同意が必要とされうることに注意が必要。
 - ③ これらを踏まえ、具体的に想定される事例と目的を整理して検討してみてもどうか。
 - （例A）土砂流出防備等の災害防止の観点のみならず、生物多様性保全の観点から、伐採した後に広葉樹の更新を誘導（天然更新）する、あるいは植栽することは「管理行為」と言えるのではないか。
 - （例B）近年の地球温暖化防止の観点から、二酸化炭素の吸収機能を確保する観点で実施される皆伐・再造林は「管理行為」と言えるのではないか（皆伐による収入は全て再造林・保育に充当されることが条件）。
 - （例C）木材の販売を伴う間伐であっても、収入から経費を差し引いて利益が出ない場合又は利益が出ても、継続した森林の管理に充当される限りにおいては管理行為と言えるのではないか。
 - （例D）森林の健全な状態の維持・向上のために行われる伐採の程度を超えた作業（再造林を予定しない主伐など収入に主眼が置かれている場合等）については、管理行為の範囲を逸脱しているのではないか。

※目的を客観的に判断できる基準が必要